宝塚市緑化基金事業

応援します！

生垣づくり

【生垣等緑化推進助成金制度】

◎　助成対象となる工事及び助成金

戸建住宅の道路に接する敷地において

工事の種類	助成金額（1,000円単位　端数切捨て）		
【生垣の新設】 生垣を新たに設置する場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 150,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 75,000円 を限度とする
【生垣の改良】 ブロック塀等を取り壊し、生垣を設置する場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 220,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 110,000円 を限度とする
【壁面等の緑化】 ツル性植物(つた類等)をブロック塀や擁壁等にはわす場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 70,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 35,000円 を限度とする

注）　重点推進区域とは

緑にあふれ、災害に強い街づくりを促進するために、生垣づくりを重点的に推進する区域で、都市計画法に規定する「地区計画等の区域」、震災復興緊急整備条例に規定する「震災復興促進区域」を言います。

◎　助成の条件

1　道路に3m以上接して設置すること。

2　生垣は、高さ1m以上の木を延長1m当たり3本以上、住宅敷地の境界から0.3m以上後退して植栽すること。（カイズカイブキ等の枝が広がりやすい樹種については、0.5m以上後退すること。）

3　ツル性植物を壁面にはわす場合は、将来壁面を覆う状態になる程度に植えること。

注）　同一敷地に対する助成は、1回限りとします。

◎　助成金交付手続きの流れ

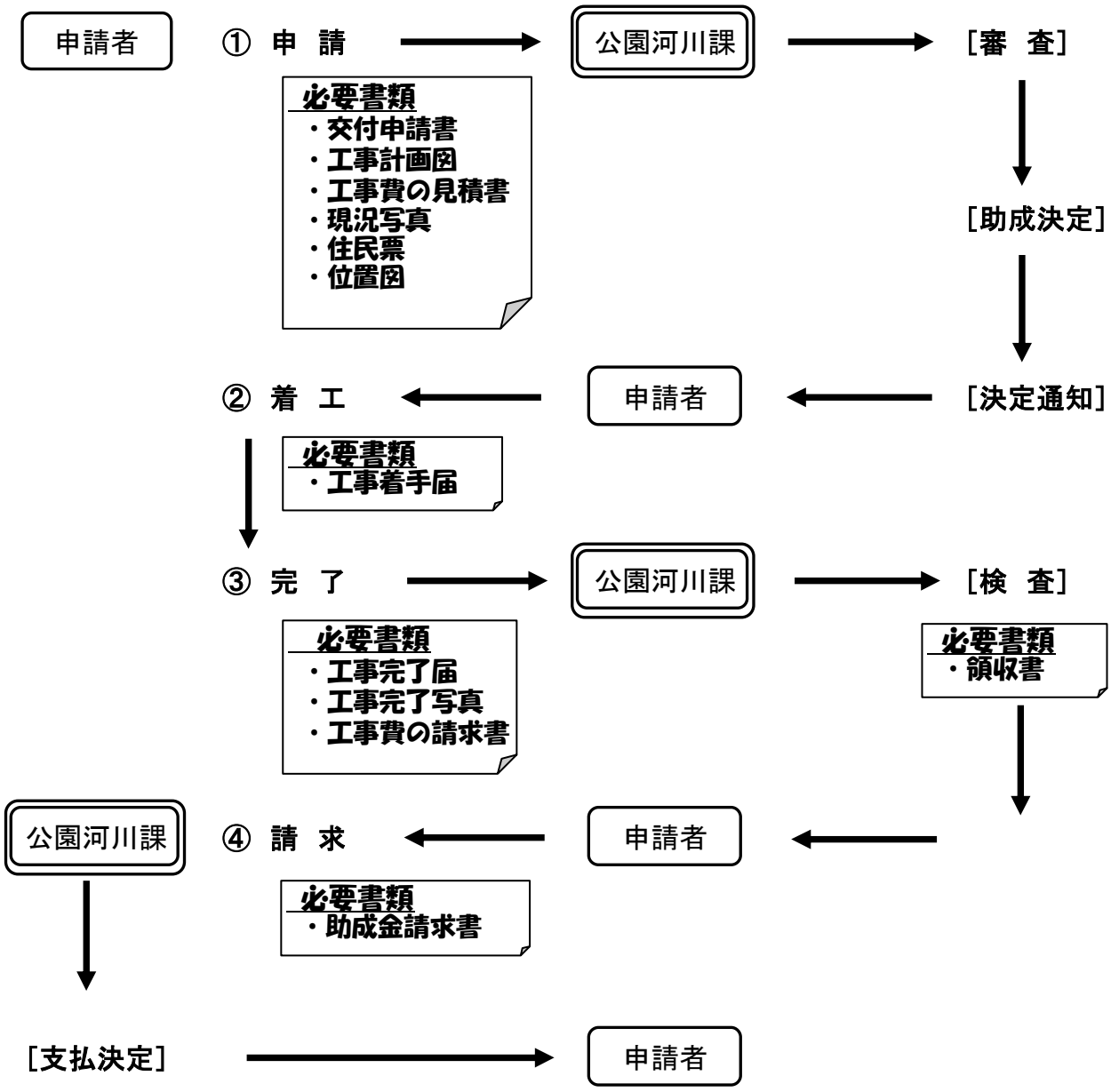

この事業は、宝塚市緑化基金の収益により行っています。

宝塚市緑化基金は、市の拠出金及び市民・企業の皆様からの寄付金を積み立て、その利息により、市域の緑化事業を進めていくものです。

皆様の緑化基金へのご協力をお願いいたします。

宝塚市　　都市安全部　　公園河川課

市役所本庁3階　　電話　0797-77-2021